

令和2年1月27日

第19回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 19 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和 2 年 1 月 2 7 日(月) 午後 3 時 0 0 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び意見聴取決定について

議案第 4 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び意見聴取決定について

議案第 5 号 農用地あっせん申出について

議案第 6 号 荒廃農地に係る非農地判断について

議案第 7 号 指宿市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	3 番 今 村 秀 一
4 番 德 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	12 番 南 耕 太郎
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
16 番 西 村 圭 史	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

20 番 中 崎 勇	21 番 内 藺 光 弘	22 番 上 拂 忠
23 番 小 村 亮 太	24 番 吉 永 鶴 男	25 番 生 川 裕 也
26 番 物 袋 唱 二	27 番 野 尻 三 彦	28 番 西 山 昭 二
29 番 濱 田 卓 郎	30 番 藏 藺 堅 志	31 番 塚 田 幸 美
32 番 西 村 久 則		34 番 松 木 秀 人
35 番 中 川 久 雄	36 番 前 田 真津美	37 番 廣 森 修
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

3 番 今 村 秀 一

1 欠席委員

3 3 番 前 川 祐 子

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

農地係主査

主幹兼担い手振興係長

担い手振興係主査

担い手振興係技師

臨時的任用職員

富 永 敏 尚

堀之内 秀一郎

野 元 暢 治

山 中 修

前 田 昭 市

下温湯 美 里

下吹越 俊 幸

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午後 3 時 0 0 分
事務局	全員ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第 19 回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「2 番委員」と「5 番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の 1 ページをお開きください。 (番号 1 を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 なお、番号 5 から番号 8 については、先月の委員会において「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る所有権移転分として承認されたものですが、利用権が残ったままでしたので、農用地利用集積計画の公告を一時保留し、今回の合意解約の報告後、公告することとしますので、併せて報告いたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の 4 ページをお開きください。 今月の議案第 1 号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の意見決定についての所有権移転分は、3 件でございます。 (番号 1 を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今回の所有権移転分につきましては、経営面積など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると思われます。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち所有権移転分の1番について、ご審議願います。これにつきましては、会議規則第25条の規定により、18番委員の退席を求めます。 (18番委員の退席確認) ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、所有権移転分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、所有権移転分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 (18番委員の復席確認) 次に、議案第1号のうち所有権移転分の2番と3番について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
8番委員	3番について、1畝あたりの単価が1万8千円と非常に安いですが、何か事情があるのでしょうか。
22番委員	この辺りは畑かん地区で、通常1畝あたり5万円位が相場ですが、対象地の形が三角形で細長く、また畑かん施設の関係で耕運もしづらいとのことで本人同士が納得のうえ、この金額になっているようです。
8番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
6番委員	2番も1畝あたり1万7千円くらいと安いですが、何か理由があるのですか。
18番委員	ここは、譲受人の豚舎の隣で耕作放棄地の状態になっていて、譲受人しか買い手がいないような場所ですので、この金額になったようです。
6番委員	譲受人は■に住んでいるのですか。
18番委員	もとは■の出身ですが、今は■に借家住まいです。豚舎には通勤しています。いずれは■に帰ってくると思います。
6番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、所有権移転分の2番と3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分の2番と3番については、
原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る
意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決
定についての説明をいたします。

議案書の5ページから25ページになります。

今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定につい
ての利用権設定分は、1議案72件です。

内訳は、新規の利用権設定が66件、再設定が6件、合計面積は16
6筆、162,438㎡となっています。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条
第3項の各要件を満たしていると思われます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分について、ご審議いた
しますが、あらかじめ委員の皆様に申し上げます。

同一農地について、農地中間管理事業を活用して貸人から中間管理機
構への利用権設定を行い、これと同日付で中間管理機構から借人への利
用権設定を行う場合は、2件の議案をそれぞれ前後する形でお示しして
おります。

このうち、貸人、借人のいずれかが委員本人、又は利害関係者である
場合は、会議規則第25条の規定に基づき退席を求めることとなります
が、その際は、前後する2件とも退席の対象といたします。

また、借人が新規就農者である場合は、貸人から中間管理機構への利
用権設定分の議案を含めて審議いただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から3番につい
て、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、11番委員の
退席を求めます。

委員
議長

委員
議長

委員
議長

委員
議長

委員
議長

委員
議長

(11番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の1番から3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(11番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の4番と5番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、19番委員の退席を求めます。

(19番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の4番と5番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の4番と5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(19番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の6番から9番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、31番委員の退席を求めます。

(31番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の6番から9番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の6番から9番について

	は、原案のとおり承認することに決定いたします。
	(31番委員の復席確認)
	次に、議案第1号のうち、利用権設定分の10番から15番につきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。
11番委員	番号10番から15番につきまして、12月11日に、私と31番委員で調査を行いましたので、ご報告いたします。
	申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。
	申請人は、 の生花会社で、ヒサカキ等の栽培をしていましたが、社長の勧めもあり今回独立をし、利用権設定をする農地が30aを超えることから新規就農者となりました。
	ヒサカキ40a、オクラ10a、カボチャ20aを栽培し、目標年間販売高は約300万円を目指しております。ヒサカキは、2年後から出荷できる見込みです。妻は、別の仕事をしているため、繁忙期は、親や兄弟の手伝いを貰う予定とのことでした。農機具等については、知人や勤めていた会社から借用するそうです。
	また、勤めていた会社で農機具等の操作をしていましたので、特に問題ありません。
	今後は、農業次世代人材投資事業の申請をしたいとのことでした。
	また、経営面積を増やして、ホンサカキも栽培したいそうです。
	サカキが仕上がり経営が安定したら、今回借入れた農地は購入したいとのことでした。
	なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。
議長	ただいま、担当委員の報告のとおりでございます。
	それでは、議案第1号のうち利用権設定分の10番から15番について、ご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、利用権設定分の10番から15番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち、利用権設定分の10番から15番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第1号のうち、利用権設定分の16番と17番につつまし

36番委員

でも、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。

番号16番から17番につきまして、10月30日に、私と16番委員で調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

申請人は、[REDACTED]に勤めていましたが、弟の畑を手伝ううちに、自分も野菜を作りたいと思うようになり、[REDACTED]を退職後、弟とオクラやスナップの耕作をしてきました。

今回利用権設定をし、30aを超えることから新規就農者となりました。

ハウスオクラ30a、スナップ30aを栽培し、目標年間販売高は約500万円を目指しております。

妻と一緒に農作業に従事する予定ですが、子供が生まれたばかりなので、しばらくの間は母に手伝いを貰うとのことでした。

農機具等については、自己の所有するものを使用し、足りないものは、義父や弟から借用するそうです。また、以前より農作業に従事しており、栽培技術・農機具等の操作の問題ありません。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付していますので、ご参照ください。

議長

ただいま、担当委員の報告のとおりでございます。

それでは、議案第1号のうち利用権設定分の16番と17番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の16番と17番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の16番と17番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案書の21ページをお開きください。

番号61番から22ページの64番までは新規就農者の案件となりますので、ここでご審議いただきます。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の61番から64番につきましても、新規就農者ということで、事務局が営農状況等の調査を行っておりますので、報告を求めます。

事務局	番号6 1 番から6 4 番につきまして、事務局で調査を行いましたので、ご報告いたします。議案書の2 1 ページと2 2 ページになります。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 申請人は、以前漁師をしていましたが、船主が廃業をしたことを機に農業を始めたそうです。 今回利用権設定をし、3 0 a を超えることから新規就農者となりました。 オクラ3 0 a、ソラマメ2 0 a を栽培し、目標年間販売高は約4 5 0 万円を目指しております。 夫婦で農作業に従事しており、農機具等については、自己の所有するものを使用しているそうです。また、以前より農作業に従事しており、栽培技術・農機具等の操作の問題ありません。 なお、営農計画書を資料の6 1 ページに添付していますので、ご参照ください。
議長	ただいま、事務局の報告のとおりでございます。 それでは、議案第1 号のうち利用権設定分の6 1 番から6 4 番について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第1 号のうち、利用権設定分の6 1 番から6 4 番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1 号のうち、利用権設定分の6 1 番から6 4 番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第1 号のうち利用権設定分の1 8 番から6 0 番、及び6 5 番から7 2 番について、ご審議願います。
8 番委員 事務局	議案書は9 ページから2 5 ページになります。 ご質疑、ご意見はございませんか。 4 1 番ですが、使用貸借の理由は何ですか。 貸人は、草刈りなど維持管理のためシルバー人材センターに頼んでいたそうですが、その費用がいらなくなるだけで十分ということで、使用貸借になっているようです。
8 番委員 議長 委員	分かりました。 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。

議長	議案第1号のうち、利用権設定分の18番から60番、及び65番から72番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の18番から60番、及び65番から72番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。
	これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	1月14日の転用調査時に、私と、13番、28番委員と、事務局2名の計5名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。 申請に基づき、1番から7番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。 1番から6番は売買、7番は孫への贈与による申請でございます。 申請地は、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われま。
	以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。
	最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の3ページから22ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま、小委員長の報告のとおりでございます。それでは、議案第2号のうち、1番についてご審議願います。 これにつきましては、会議規則第25条の規定により、4番委員の退席を求めます。
	(4番委員の退席確認)
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第2号のうち、1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。

8 番委員 事務局	よって、議案第 2 号のうち、1 番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 （4 番委員の復席確認） 次に、議案第 2 号のうち、2 番から 7 番について、ご審議願います。ご質疑、ご意見はございませんか。 7 番について、贈与税のことは承知しているのですか。 現地調査の際は、贈与税のことは特に何もありませんでした。おおよその評価額で計算すると、贈与税が課税される可能性はあると思います。 3 条については、申請時に贈与税のことも説明していますので、理解したうえでの申請であると思います。
8 番委員 議長 委員 議長	分かりました。 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第 2 号のうち、2 番から 7 番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。
委員 議長 事務局	よって、議案第 2 号のうち、2 番から 7 番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見決定、並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。 これにつきましては、本日、農業委員と地区担当の農地利用最適化推進委員が調査にあたっておりますので、事務局に現地調査の報告を求めます。 それでは、番号 1 番について説明いたします。申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 資料の 2 3 ページをお開きください。 転用目的は、農業用倉庫や車庫兼倉庫、事務所等です。 現地調査の際にもご説明いたしましたとおり、農地区分・許可事項については、第 2 種農地のその他の農地に該当いたします。 申請地は、XXXXXXXXXXから南へ 1, 0 9 0 m 行った農地で、東は山林及び畑、西及び北は山林、南は宅地に接しています。 申請人は、主に農産物の栽培・生産加工及び販売を行う法人であり、会社が所有する申請地に、農業用倉庫や車庫兼倉庫、事務所、農薬庫、保温庫を建築するものでありますが、既に着工していたことから、今回

	始末書が添付されております。 土地の形状については現状で、ブロック設置済です。申請地は既存施設に隣接しており、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。 また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上で説明を終わります。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま事務局の報告のとおりでございます。 それでは、議案第3号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。
	これにつきましては、1番から6番は小委員会が、7番は本日農業委員と地区担当の農地利用最適化推進委員が調査にあたっておりますので、小委員長と事務局からそれぞれ現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 まず番号1番ですが、転用目的は、駐車場です。 資料の24ページをお開きください。 申請地は、 から北西へ160m行つた農地で、東と南は畑、西と北は畑及び公衆用道路に接しています。 農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。 申請人は、今回自宅に隣接する申請地を取得し、自家用及び周辺住民への駐車場として整備する計画です。 土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の25ページをお開きください。

申請地は、[]から南東へ140m行った農地で、東及び南は畑、西は市道、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを設置する予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の26ページをお開きください。

申請地は、[]から南へ230m行った農地で、東は公衆用道路、西は宅地、南は畑及び5条申請地、北は雑種地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号4番と5番ですが、転用目的は、どちらも通路です。関連がありますので、併せて報告いたします。

資料はそのまま26ページになります。

申請地は、[]から南へ230m行った農地で、東は公衆用道路、西は畑、南は公衆用道路、北は5条申請地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請地は、番号3番で申請されている建築予定住居への進入路を整備

する計画であります。

なお、申請地は譲受人と譲渡人の共有名義になるものです。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号6番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の27ページをお開きください。

申請地は、[]から北東へ410m行った農地で、東は宅地及び畑、西は畑及び5条許可地、南は宅地、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については50cmほど盛土し、境界ブロックは設置済です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

なお、面積が一般住宅の転用の目安である500㎡を上回っていることから、今回理由書が提出されております。

申請地への取り付け道路が狭く、1mひかえて建築する必要があること、敷地内で車の転回スペースを必要としていることから、小委員会ではやむを得ないと判断したところです。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

引き続きまして、番号7番について事務局より説明いたします。

資料の28ページをお開きください。転用目的は、駐車場です。

現地調査の際にもご説明いたしましたとおり、農地区分・許可事項については、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

申請地は、[]から南西へ380m行った農地で、東は山林及び原野及び農道、西は公衆用道路、南は農道、北は山林に接しています。申請人の[]は、[]を管理しておりますが、その利用者や開聞岳登山に訪れる方のために、今回申請地を取得し、駐車場を整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。周囲に農地

	もなく、構造物の建設もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。 また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま、小委員長及び事務局の報告のとおりでございます。 それでは、議案第4号のうち、1番と2番についてご審議願います。 これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、17番委員の退席を求めます。 (17番委員の退席確認) ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第4号のうち、1番と2番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号のうち、1番と2番については原案のとおり承認することに決定いたします。 (17番委員の復席確認) 次に、議案第4号のうち、3番から7番についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第4号のうち、3番から7番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号のうち、3番から7番については原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第5号農用地あっせん申出についてを議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案第5号 農用地あっせん申し出の売渡・貸付をご説明します。 議案書の31ページをお開きください。 今月は、売渡申出8件、貸付申出4件、合計12件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下につきましては、お目通しください。

議長

委員

議長

事務局

また、見取り図・地籍図等につきましては、審議資料の３１ページから６０ページですので、ご参照ください。

続きまして、議案第５号農用地あっせん申出の買受・借受希望をご説明します。

議案書の３７ページをお開きください。

今月は、買受申出２件でございます。

（番号１を議案書どおり読み上げ説明）

以下につきましては、お目通しください。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。

売渡・貸付から申し上げますので、議案書の３１ページをお開きください。

番号１は２０番委員と会長。

番号２は３７番委員と１７番委員。

番号３は２３番委員と４番委員。

番号４は３５番委員と１５番委員。

番号５は■■■■■■■■■■を１０番委員と２８番委員、それ以外の４筆を３０番委員と１０番委員。

番号６は１９番委員と３８番委員。

番号７は２２番委員と３番委員。

番号８は３１番委員と１１番委員。

番号９は３３番委員と１３番委員。

番号１０は、■■■■■■■■■■につきましては、３８番委員と１９番委員、■■■■■■■■■■につきましては、２４番委員と５番委員。

番号１１は、３８番委員と１９番委員。

番号１２は、■■■■■■■■■■につきましては、２２番委員と３番委員、■■■■■■■■■■につきましては、１１番委員と３１番委員。

引き続き、買受・借受について申し上げます。

番号１は３７番委員と６番委員。

番号２は、■■■■■■■■■■につきましては、２１番委員と２番委員、■■■■■■■■■■に

議長

2 番委員

4 番委員

2 番委員

議長

事務局

議長

つきましては、3 2 番委員と1 2 番委員。

以上、事務局案として提案いたします。

皆様のご審議をお願いいたします。

ただいま、事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

買受の2 番ですが、申請者の方は何を作っている方ですか。

スナップやオクラを作る方です。

分かりました。

ほかにありませんか。

(各委員了解あり)

それでは、議案第5 号は、原案のとおり承認することとし、あつせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

次に、議案第6 号荒廃農地に係る非農地判断についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

議案第6 号荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。

議案書は3 8 ページから4 1 ページになります。

(番号1 を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

今回の非農地判断につきましては、農地法第3 0 条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2 条第1 項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月事務局で現地確認の再調査を行いました。

その結果、議案書に記載の農地は、森林の様相を呈しているなど、農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって、6 5 筆2 1, 6 6 8 m²の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは議案第6 号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第7号指宿市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

本決議は、昨年11月28日に開催された全国農業委員会会長代表者集会において農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせが決議されたことに伴い、全国農業会議所から県農業会議を通じて依頼があったもので、すべての農業委員会で公正、公平に職務を遂行し、法令等を遵守することはもとより綱紀の保持に一層努めるため決議しようとするものです。

以下、議案を読み上げます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月27日、指宿市農業委員会、以上です。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第7号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

8 番委員	この議案は、農業委員、農地利用最適化推進委員が決議することとしていますが、申し合わせ事項の議事録の公表や、研修を実施することは、事務局が行うことで、委員が行うことではないのではないのでしょうか。
議長	暫時休憩します。 (休 憩) 休憩前に引き続き会議を再開します。
事務局	本議案の修正案を申し上げます。 申し合わせ事項 2 の「法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。」の部分を「法令遵守を徹底すること。」に修正いたします。
議長	ただいま、事務局から議案の一部修正案の申し出がありました。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第 7 号については、申し合わせ事項 2 の「法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。」の部分を「法令遵守を徹底すること。」に修正のうえ承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 7 号については、申し合わせ事項 2 の「法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。」の部分を「法令遵守を徹底すること。」に修正のうえ承認することに決定いたします。 本日の議題は、これで終了いたしました。 ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ほかになければ、その他に入ります。 その他について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、その他についてご説明いたします。43 ページをご覧ください。 その他（議案書 43 ページを参照して説明） 1. 1 月の行事報告 2. 2 月の行事予定等
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ほかはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。 これをもちまして、第 19 回指宿市農業委員会を閉会いたします。

事務局

全員ご起立願います。
一同礼。

(閉会 午後4時40分)

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員2番委員

議事録署名委員5番委員